

2021年11月12日

第1回孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議

孤独・孤立対策について

～子どもの孤独・孤立対策を中心に～

窪田由紀

九州産業大学人間科学部臨床心理学科/

文部科学省「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」主査

1 子どもの孤立・孤独に関連した状況

(1) 子どもの自殺者数（警察庁,2021）

令和2年499人に増加。前年(令和1年:399人)に比べ100人増加。

(2) 不登校児童生徒(文部科学省、2021)

小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は196,127人（前年度181,272人）。児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は20.5人（前年度18.8人）、8年連続で増加。

(3) 子どもの幸福度（ユニセフ,2020）

総合順位20位/38国中

精神的幸福度37位（生活満足度,自殺死亡率）、身体的健康1位,スキル27位（社会的スキル等）

2 孤立・孤独対策の基本理念について 目指すべき社会像

誰一人取り残さない社会（SDGsの理念）？

誰もが自己存在感を実感できる社会？ ←自己存在感,役に立つ体験→孤独・孤立からの回復

互いに支え合う相互支援社会？

3 孤立・孤独対策の具体的施策について

(1) 対象別の施策

1) 全体的（Universal） 全ての国民対象のポピュレーション・アプローチ

例 教育啓発：誰もが孤立・孤独に陥る可能性、支援を受けることについてのスティグマの解消
個々人が孤立・孤独対策に果たせる具体的な役割（ゲートキーパー養成） など

2) 選択的（Selected） 孤独・孤立に陥る可能性がある対象へのハイリスク・アプローチ

対象：独居高齢者 一人親家庭 生活困窮者 失業者 無職少年 性的マイノリティ 外国籍 等
例：居場所・拠点作り アウトリーチ型支援 相談・支援体制の整備 これらについての広報
上記の担い手の養成

3) 個別支援（Indicated）すでに孤独・孤立状態にある対象者への支援

状況に応じたタイムリーかつインテンシブな支援

* 全ての国民対象のポピュレーション・アプローチ：誰もが声を上げやすい社会とするために重要

支援を受けることのスティグマの解消→必要とする人に適切な支援を届けるために必須

(2) 学校をプラットフォームとする子どもへの働きかけの重要性

1) 子どもにとっての学校

子どもたちにとって家族について最も身近なコミュニティであり、一人ひとりの子どもがさまざまな「人・もの・こと」との出会いを通して、こころと体の成長を実感し、自らの関心と強みに応じて社会の中に居場所を獲得できるよう育む場。

2) 地域コミュニティの拠点としての学校

校区単位に設置された社会福祉協議会 公民館など との連携協働

地域の子どもから高齢者までのさまざまな住民が支える・支えられる拠点作り ex子ども食堂

3) 子どもへの働きかけ

子ども時代に限らず将来の大人への啓発効果

（←子どもへの自殺予防教育：生涯を通じてのメンタルヘルスの基礎作り）

* 心の健康教育（自己理解・自己受容、他者理解・他者受容、自己コントロール、コミュニケーション・スキルの育成→支援を求める力、支援する力）の体系的実施

←教育課程上の位置づけ マンパワーの確保

←教育課程上の位置づけ マンパワーの確保

参考資料: 令和3年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ
https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_jidou02-000014544_002.pdf
 (2021年6月)から

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ概要

第I部

第2章コロナ禍における児童生徒の自殺予防等のために必要な今後の施策

- 1.すべての児童生徒を対象とする心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進
 - (1)改正後の自殺対策基本法第17条に規定された「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等」
 - 各人が共に尊重し合う意識の涵養、心理的負担を受けた場合の対処の方法、心の健康の保持に係る教育の推進。
 - (2)必要なマンパワーの確保や体制整備
 - いじめ防止や不登校の未然防止等にも資する心の健康教育の体系化。
 - 心の健康の健康の保持増進に係る教育の実施時間の確保。
 - スクールカウンセラー等を事前研修、指導案・教材作成への助言、チームティーチング等に活用することで、担任等児童生徒に日常的にかかわる教員が早期の問題認識、援助希求的態度を促進するための教育を効果的に実施する体制の整備。
- 2.ハイリスクな児童生徒の早期発見・対応へ向けたICTの活用
- 3.自殺予防のあらゆる段階における関係機関等の連携体制の構築

児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ概要

第I部

第2章コロナ禍における児童生徒の自殺予防等のために必要な今後の施策

- 1.すべての児童生徒を対象とする心の健康の保持増進に係る教育及び啓発の推進
- 2.ハイリスクな児童生徒の早期発見・対応へ向けたICTの活用
 - GIGAスクール構想が進展していく中で、ICTは、
 - 1)児童生徒が危機を発信する場合や、
 - 2)児童生徒の状況を把握する場合での活用が期待され、
具体的な支援につなげるためのツールとして課題の早期発見に寄与。
- 3.自殺予防のあらゆる段階における関係機関等の連携体制の構築
 - 学校のみならず家庭等の課題に対応するためには、医療・保健・福祉等関係機関や地域との連携が不可欠。
 - 校内の教育相談コーディネーター、教育委員会の生徒指導担当、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が関係機関との繋がりを担う体制の強化。
 - 関係機関等の役割や限界性を理解するとともに、絶えず連携できる体制の在り方を点検、補強していくことが重要